フェニーチェ堺情報誌デザイン制作等業務仕様書

1. 業務名

フェニーチェ堺情報誌デザイン制作等業務

2. 目的

- 芸術文化への興味・関心を高め、読者の毎日が心豊かになるための情報を堺市内外へ発信。
- 公益財団法人堺市文化振興財団（以下「当財団」という。）及び当財団が指定管理者として管理運営を行うフェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）等が主催する一流の舞台芸術に関する情報発信。
- 多くの方に堺市の文化・歴史等の魅力や、芸術文化分野における現代の動向を紹介。
- 周辺市街地の活性化に資する情報発信。
- フェニーチェ堺への理解度を高める情報発信。

3. 業務概要

本業務は、情報誌の目的を理解した上で、企画提案・取材・撮影・執筆・編集・制作・印刷入稿・ホームページ転載用の PDF データ作成（表紙のみ jpeg も作成）までを含めた、情報誌制作に係る業務全般とする。

4. 業務履行期間

2027 年（令和 9 年）4 月 1 日から 2030 年（令和 12 年）3 月 31 日まで（3 年間）

5. 編集方針

(1) タイムリーな公演情報のほかに、ベースデザインのある表紙デザインや継続的な読み物等によって、読者が毎号手元に保存しておきたいと思う内容。
(2) 地域に密着した芸術文化に関わる個人や団体の活動や、堺市内外のこどもが芸術文化に触れる様子等の情報の掲載。
(3) 公演やイベントに興味がもてるよう、ピックアップ情報やアーティストのインタビュー、シリーズ等企画の掲載。
(4) 過去から現代まで幅広く堺の魅力を感じられ、周辺地域の活性化につながる物事や人を紹介する情報を発信。

6.　制作方針

全体の企画・構成は提案内容をもとに、当財団との編集会議により決定する。

（1）表紙

・タイトル

・メインビジュアル（当財団が提供するアーティスト写真を用いたものや、掲載公演に連動して受注者が用意するオリジナルのイラストを用いたもので、ベースとなるデザインのあるもの）

（2）中面

・　目次

・　sacay の由来やフェニーチェ堺の名称等について

・　現在連載中の「劇場とわたし」を踏襲する鑑賞コラム

・　専門知識を有したライターによる出演アーティストへの取材や特定の公演を取り上げた特集ページ

・　フェニーチェ堺の主催公演や開催スケジュールの情報

・　館内での展示や翁橋公園でのイベント等、公演以外の情報（随時）

・　貸館利用者への取材を含む、主催公演以外の情報（随時）

・　フェニーチェ堺の管理運営を中心とした当財団の活動全般の情報

・　堺の歴史や文化、堺で活躍する人や特徴的な文物を取り上げるコラム

・　公演の内容やフェニーチェ堺と関連性のある、お店や場所や人等、周辺市街地の活性化に資する情報

・　チケット購入方法等のインフォメーション

※　必要な資料を事前に作成し、発行前に編集打ち合わせを原則 1 回以上行う。

※　企画提案した内容のデザイン、取材、コピー作成、イメージ画像の入手（撮影）等はすべて受注者が行う。但し、内容によっては当財団から提供することもある。

※　取材先との交渉等は原則として受注者が行う。但し、取材対象によっては財団で行うこともある。

※　公演情報については、当財団より公演情報（テキスト形式）、イメージ画像の提供を行い、受注者は補足情報の提供を行う。

※　誌面の構成上、見やすくわかりやすいデザイン及びレイアウトになるよう、必要であればイラスト等の作成を行う。

※　急な内容変更にも対応できるレイアウトであること。

※　取材にかかる交通費、経費等は契約金の範囲内で行う。

※　校正は、1 号あたり原則 3 回以上及び校閲作業も行う。

※　校正原稿は PDF データで、当財団と電子メールにて受け取りを行う。

※　印刷は業務に含まないが、色校正には立ち会う。

※ 印刷業者への入稿手続きは受注者が行う。
※ SNS 等への掲載を行うことがある。

7. 規格等

（1）サイズ：A4、B5 いずれか（変型を除く）
（2）ページ：最大 16 ページ程度（表紙含む）
（3）綴じ　：指定なし
（4）カラー：全頁 4 色
（5）用紙　：指定なし（紙見本を提出すること）
※完成形については、当財団と協議の上決定する

8. 発行回数

年 4 回（原則として 4 月、7 月、10 月、1 月に発行）
※ 情報発信の事情により、2 週間程度の調整が行われることがある。

9. 納品

データ納品
（1）印刷用原稿データを印刷会社へ直接入稿。
※　印刷会社は当財団が都度指定する。
（2）最終の入稿データおよび当財団ホームページ用の PDF データ（2MB 以下）を当財団に納品。また DVD-R の形式でも納品する。

10. 著作権と肖像権

（1）本業務の履行に際して発生した著作物（成果物、撮影した写真、作成したイラスト等）の著作権は当財団に帰属することとし、当財団は事前の連絡なく加工及び二次使用できることとする。
（2）第三者の著作物を使用するときは、原則として受注者の負担で著作権処理を行う。
（3）情報誌は当財団のホームページにも掲載するため、独自で取材した内容の肖像権の処理は、本誌掲載とあわせてホームページ掲載についても承諾を得ること。

11. その他

本業務の実施にあたり、仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、その都度当財団と協議し定めるものとする。

暴力団等の排除について

１．入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

（１）受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

（２）これらの事実が確認された場合、堺市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

２．再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には堺市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

３．誓約書の提出について

（１）受注者は、堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は堺市の外郭団体である場合はこの限りでない。

（２）受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、発注者へ提出しなければならない。

（３）受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

４．不当介入に対する措置

（１）受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告し、警察に届け出なければならない。

（２）受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

（３）発注者は、受注者が発注者に対し、（１）及び（２）に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

（４）発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（１）に定める報告及び届け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。